

## 議案第23号

### 公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立とっとり花回廊）について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年11月29日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 公の施設の名称 鳥取県立とっとり花回廊
- 2 指 定 管 理 者 とっとり花回廊・地域活性化コンソーシアム  
代表者 鳥取市相生町四丁目411番地  
一般財団法人鳥取県観光事業団  
理事長 安 田 達 昭  
鳥取市永楽温泉町214番地  
一般社団法人鳥取県造園建設業協会  
会長 西 谷 勝 之
- 3 指 定 の 期 間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 理 由 とっとり花回廊の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、とっとり花回廊・地域活性化コンソーシアムを指定管理者として指定しようとするものである。